

プラスチック使用製品廃棄物の再商品化業務委託にかかる
プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「プラスチック使用製品廃棄物の再商品化業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

件名

プラスチック使用製品廃棄物の再商品化業務委託（単価契約）

履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高 3 年度間（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

履行場所

ア 搬出場所 別途、区が指定する中間処理施設（練馬区からの走行距離が、往復で約 45km 圏内の施設の活用を想定）

イ 処理場所 受託者の処理施設

再商品化業務の内容

資料 1 「仕様書案」のとおり

補足事項

資料 2 「プラスチック使用製品廃棄物の再商品化業務委託に係る補足事項」のとおり

予定数量

(単位: kg)

種別	令和8年度	9年度	10年度
プラスチック容器包装	2,384,000	4,767,000	4,767,000
製品プラスチック	1,194,000	2,388,000	2,388,000
計	3,578,000	7,155,000	7,155,000

プラスチック容器包装の予定数量は、特定事業者負担分と小規模事業者負担分(予定数量の1%分を想定)を合算した数量

概算経費(税込)

令和8年度 129,341,000円

令和9年度 258,680,000円

令和10年度 258,680,000円

概算経費を超えた見積り価格の提案は無効とする。

概算経費のうち、プラスチック容器包装に係る経費は、処理単価に小規模事業者負担分(予定数量の1%分を想定)の量に乗じて算出するものとする。

処理単価には、排出場所から処理場所までの搬出・運搬費用を含むものとする。

3 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の「令和6年度登録再生処理事業者 プラスチック製容器包装及び分別収集物」に登録されていること。

プラスチック容器包装または製品プラスチックの再商品化を1年以上実施した実績があること。当該実績がない場合は、実績を有する事業者の子会社であること。ただし、親会社の出資比率が51%以上であり、かつ親会社でプラスチック関連の事業経験のある常勤役員が勤務していること。

本件を履行する処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を取得していることまたは設置許可に係る申請を行い、当該許可を取得できる見込みであること。

4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

法人事業税（地方法人特別税を含む。）法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。

経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 日程（予定）

募集要領等の公表	令和6年11月1日
参加申込書・質問票の提出期限	令和6年11月15日17時まで
質問回答日	令和6年11月22日
提案書類受付期間	令和6年11月25日9時～令和6年12月2日17時
一次審査 結果通知	令和6年12月9日（予定）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年12月16日
第二次審査 結果通知	令和7年2月上旬（予定）

6 応募に関する手続

担当窓口

練馬区環境部清掃リサイクル課リサイクル推進係

練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階

電話：03-5984-1097（直通）/ Mail：SEISOUKANRI08@city.nerima.tokyo.jp

参加申込書（様式 1）

ア 提出方法 参加申込書（様式 1）に必要事項を記載の上、E-mailにより提出

イ 提出期限 令和 6 年 11 月 15 日（金）17 時まで

ウ 提出先 のとおり

内容についての質問・回答

ア 質問方法 質問票（様式 2）に内容を簡潔に記入の上、E-mailにより提出
参考情報として記載している令和 6 年度プラスチック容器包装の中間処理施設への問い合わせ等を行わないこと。

イ 提出期限 令和 6 年 11 月 15 日（金）17 時まで（期限を過ぎた質問は受け付けない。）

ウ 提出先 のとおり

エ 回答方法 令和 6 年 11 月 22 日（金）までに、参加申込書を提出した事業者
者に、質問者名を伏せた上で E-mail により回答

提案書等の提出

資料 3「提案書等作成要領」を参照の上、以下の内容で提出すること。

ア 受付期間 令和 6 年 11 月 25 日（月）9 時～令和 6 年 12 月 2 日（月）17 時

イ 受付時間 土曜・日曜・祝日を除く 9 時から 17 時まで

ウ 提出方法 の担当窓口を持参すること（郵送は不可）。なお、提案書等
提出締切日後の提案書等の差替えおよび再提出は認めない。

エ 提出書類 つぎの書類を提出すること。

(ア) 事業提案に関する書類

提出書類	提出部数
提案書表紙（様式 3）	9 部
提案書	
本業務の人員体制（様式 4）	
受託実績申告書（様式 5）	
見積書（様式 6）	

契約金額は見積書の金額を基本とするが、再商品化計画の認定基準として費用に関する基準が設けられていることから、見積書の金額は、現時点での想定経費として取り扱うものとし、再商品化計画認定後の委託契約締結時の金額を保証するものではない。

(イ) 法人の資格に関する書類

提出書類	提出部数
会社組織図	2部
会社概要	
直近の決算に係る財務諸表	
法人事業税、法人税、消費税および地方消費税に係る納税証明書	
登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 該当する者のみ	
本件を履行する上で必要となる資格を確認できる書類（一般廃棄物処理施設の設置許可証の写し等）	

オ 留意事項

(ア) 「事業提案に関する書類」と「法人の資格に関する書類」に分けて、それぞれ紙でA4判ファイルに綴じ、インデックスを付して提出すること。なお、ファイルの表紙および背表紙には、つぎのことを記載すること。

「事業提案に関する書類」(事業者名)

「法人の資格に関する書類」(事業者名)

(イ) 様式にある枠については、必要に応じて広げることを可とする。

(ウ) 提出書類一式を紙提出分とは別に、電子記録媒体(CD-ROM)にPDF形式で格納し、1枚提出すること。

7 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。

審査結果は令和6年12月9日(月)(予定)までに書面により通知する。

参加資格を満たす者が3者以下だった場合は、一次審査を省略するものとし、その旨を書面により通知する。

8 二次審査

一次審査を通過した者（省略した場合を含む。）について、令和6年12月16日（月）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、選定した受託候補者については、区が、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「法」という。）第33条に規定する再商品化計画の認定を受けることができたときに、受託候補者として決定する。

選考時間は1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。

審査結果は、令和7年2月上旬（予定）までに書面により通知する。

9 評価項目

評価項目については下表のとおりとする。

一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業効率の状況・ 資金力の有無・ 借入金の返済能力の有無・ 経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が行う入札案件の受託実績・ 法第33条の認定実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 業務執行体制、要員配置の妥当性・ 故障時、非常時等のバックアップ体制
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・ 委託目的との整合性・ 業務内容の理解度・ 提案内容の的確性・ 提案内容の具体性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">・ 区民雇用の促進・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達

評価項目	評価基準
区内事業者である	・ 区内に本店を有する
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が行う入札案件の受託実績 ・ 法第33条の認定実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行体制、要員配置の妥当性 ・ 故障時、非常時等のバックアップ体制
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託目的との整合性 ・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の的確性 ・ 提案内容の具体性
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング、受託への熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明、受け答えの的確性、説得力、熱意
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民雇用の促進 ・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

一次審査を省略した場合は、全ての項目を二次審査で評価する。

10 法の規定に基づく再商品化計画の作成に係る協力等

本件業務は、区が法第33条に規定する再商品化計画(令和8年10月～令和11年3月31日)を作成し、令和7年度中に国の認定を受けることで再商品化を行うことを予定している。

二次審査の結果により選定した受託候補者に対して、当該計画の作成に当たり必要な情報提供等を依頼する場合があるため、その際は協力すること。

11 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを用いて新たに受託候補者として選定することができる。

12 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、資料4「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取り扱うものとする。

13 その他事項

提出書類の作成、提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

14 問合せ先・担当

練馬区環境部清掃リサイクル課リサイクル推進係 中澤・池田・川久保

練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階

電話：03-5984-1097（直通） / Mail：SEISOUKANRI08@city.nerima.tokyo.jp